

常 滑 市 水 防 計 画

(令和 7 年 2 月修正)

常 滑 市 防 災 会 議

〔 常 滑 市 水 防 計 画 〕

目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 目的	
第 2 節 用語の定義	
第 3 節 水防の責任等	
第 4 節 安全確保	
第 2 章 水防組織	2
第 1 節 水防組織	
第 2 節 水防管理団体	
第 3 章 水防施設	3
第 1 節 水防施設	
第 2 節 通信連絡	
第 3 節 非常輸送	
第 4 章 水防管理団体及び水防団非常配備体制	5
第 1 節 水防管理団体の水防非常配備体制	
第 2 節 水防団（消防団）の非常配備体制	
第 3 節 監視及び警戒とその措置	
第 5 章 重要水防箇所	8
第 1 節 重要水防箇所	
第 6 章 水防警報	8
第 1 節 水防警報	
第 2 節 水防警報の伝達ルート	
第 3 節 津波水防警報の伝達ルート	
第 7 章 水防活動	9
第 1 節 予報及び警報	
第 2 節 気象	
第 3 節 水防団（消防団）の出動	
第 4 節 水門、ため池、ポンプ場等の操作	
第 5 節 避難	
第 6 節 水防信号及び水防標識	
第 7 節 決壊の通報及び決壊後の処置	
第 8 節 水防解除	
第 9 節 公用負担	
第 10 節 水防報告及び水防記録	
第 8 章 協力応援	14
第 9 章 水防訓練	14
第 1 節 水防訓練	

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに県水防計画の定めるところにより、管内各河川、海岸及びため池の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的として水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動の万全を期することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

1 常滑市防災会議

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速かつ円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため災害対策基本法に基づき設置した機関をいう。

2 常滑市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害対策基本法に基づき設置した機関をいう。

3 常滑市水防本部

管内における水防を統括するために設置される機関をいう。

4 常滑市水防本部長

常滑市長をいう。

5 水防管理団体（指定）

常滑市をいう。

6 水防管理者

水防管理団体の長である常滑市長をいう。

7 消防機関の長

消防長をいう。

8 水防警報

指定河川及び海岸について国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第 3 節 水防の責任等

1 水防管理団体の責任

その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 ため池管理者の責任

水害が予想されるときは、水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。

3 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。

第 4 節 安全確保

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 常滑市水防本部等の組織

(1) 常滑市水防本部の組織及び所掌事務

常滑市水防本部は、常滑市災害対策本部条例に基づき設置される常滑市災害対策本部各班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括に当たる。

なお、常滑市水防本部は常滑市災害対策本部が設置された場合には常滑市災害対策本部に統合される。

(常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 別表第1 災害対策本部組織図)

各部各班の所掌事務細部については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 別表第2 災害対策本部業務分担表)

(2) 常滑市災害対策本部

洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には直ちに、常滑市災害対策本部を設置し、統一的な災害対策活動を行うものとする。

常滑市災害対策本部の組織、所掌事務等細部については、常滑市災害対策本部要綱の定めるところによる。

(常滑市地域防災計画〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市災害対策本部条例)

第2節 水防管理団体

1 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川、海岸等で水防を必要とする箇所を警戒及び防ぎよするもので、水防団（消防団）を組織しておくものとする。

2 指定水防管理団体

県内の水防管理団体のうちで、水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事が指定した水防管理団体をいう。

指定水防管理団体は、毎年水防団等の水防訓練を行わなければならない。

第3章 水防施設

第1節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の備蓄

水防管理団体は、その水防区域内に愛知県水防計画の基準により必要資器材を備蓄するものとする。

(1) 水防倉庫別資器材備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

河川・海岸名		矢田川	矢田川	前山川	前山川	蒲池海岸及び 鬼崎下水路
地区		矢田	大野町	金山	小倉町	小林町
面積 (㎡)		30.05	23.05	40.48	28.98	24.57
備蓄資材	くい木(本)	150	600	1,000	500	500
	土のう袋(袋)	4,000	4,000	3,600	4,000	4,800
	鉄線(kg)	25	25	25	25	25
備蓄機材	掛矢	4	5	5	6	5
	たこづち	5	4	4	5	5
	シャベル	15	10	10	17	15
	のこぎり	3	4	2	4	2
	おの	2	2	2	2	2
	クリッパー	2	2	2	2	2
	一輪車	5	3	3	4	3
	なた・かま	5	5	4	5	4
	しの	2	2	2	4	2
必要な車両(台)		1	1	1	1	1
必要な人員(人)		3	3	3	3	3
備考		矢田水防倉庫 矢田字谷海道 地内 (八幡神社西)	大野水防倉庫 大野町7丁目 地内 (矢田川樋門 東)	前山水防倉庫 金山字新田地 内 (諏訪神社西)	小倉水防倉庫 小倉町8丁目 地内 (三和西保育 園南)	蒲池水防倉庫 小林町3丁目地 内 (鬼崎分団2班 車庫西)

河川・海岸名		榎戸海岸	井口川	境川	常滑港	計
地区		港町	大和町	古場町	新開町	
面積 (m ²)		48.92	40.48	34.04	69.81	340.38
備蓄資材	くい木 (本)	500	600	600	7	4,457
	土のう袋 (袋)	4,000	3,200	4,000	17,000	40,400
	鉄線 (k g)	40	40	25	50	280
備蓄機材	掛矢	5	5	5	13	50
	たこづち	5	4	4	11	47
	シャベル	19	22	10	71	192
	のこぎり	2	2	2	10	29
	おの	2	2	2	5	20
	クリッパー	2	2	2	5	21
	一輪車	7	4	3	17	49
	なた・かま	4	4	4	39	56
	しの	2	2	2	8	24
必要な車両 (台)		1	1	1	2	10
必要な人員 (人)		3	3	3	5	29
備考		榎戸水防倉庫 港町1丁目地内 (榎戸ポンプ場南)	多屋水防倉庫 大和町1丁目地内 (旧多屋公民館敷地内)	古場水防倉庫 古場町2丁目地内 (旧2-3消防団車庫北)	新開町水防倉庫 新開町2丁目地内 (旧市役所北西)	

第2節 通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため無線施設を活用する。

1 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動)

(常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第3章 災害情報の収集・伝達・広報)

2 受領及び伝達要領

各種気象通報、対策通報等については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動)

・水位、雨量その他水防活動上必要事項の通報 (報告)

分団長より消防本部経由水防本部へ、水防本部より県知多県民事務所、県知多建設事務所及び常

滑警察署に対する主な通報（報告）の必要事項は次による。

- （１）水位及び雨量の観測状況
- （２）水防団（消防団）出動、招集完了及び人員報告
- （３）巡視警戒配置完了
- （４）堤防、水門及び樋門
- （５）冠水のおそれの大きい場所及び被害の予想されるため池、がけ崩れ等の状況
- （６）決壊その他事故発生状況
- （７）水防作業開始
- （８）災害状況
- （９）水防警戒の解除

第３節 非常輸送

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め輸送の正確を図るものとする。

非常輸送車両については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

（常滑市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第３編 災害応急対策 第７章 交通の確保・緊急輸送対策）

第４章 水防管理団体及び水防団非常配備体制

第１節 水防管理団体の水防非常配備体制

水防時に水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動応急救護対策の一体的活動を期するものとし、常滑市地域防災計画に基づく非常配備体制を整える。

（風水害等災害対策計画 常滑市地域防災計画 第１編 総則第３章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 別表 第３ 災害対策本部非常配備基準）

（風水害等災害対策計画 常滑市地域防災計画 第１編 総則第３章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 別表 第４ 災害対策本部非常配備職員配置基準）

１ 非常配備体制

（１）第一非常配備

少数の人員をもってこれに当たり、情報連絡を主として事態の推移によっては直ちに招集し、その活動ができる体制とする。

（２）第二非常配備

水防事態が発生すれば、そのまま水防及び救護活動が遂行できる体制とする。

（３）第三非常配備

本部要員全部をもってこれに当たり、完全なる非常体制とする。

２ 非常配備につく時期及び解除

水防本部長（水防管理者）は、水防情報、気象情報等の状況を判断し、非常配備の時期及び解除を指令する。

３ 注意事項

水防本部要員は、常に気象状況に注意し、出動が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。

第2節 水防団（消防団）の非常配備体制

水防管理者は、水防警報発令に基づき、水防情報及び気象情報の状況によって水防団の非常体制を次のように定め、非常水防活動を確実迅速に達成する。

1 出動準備

水防計画に定められた出動準備基準（第7章第3節）によるほか、次の場合に、水防管理者は水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- （1）洪水、高潮及び津波警報並びに大津波警報により洪水、高潮及び津波のおそれがあるとき。
- （2）豪雨により堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他水防上必要と認められるとき。

2 出動

水防計画に定められた出動基準（第7章第3節）によるほか、次の場合、水防管理者は水防団（消防団）を出動させる。

- （1）潮位が上昇し高潮及び津波のおそれがあると予想される時、又は台風が接近し通過のおそれがあるとき。
- （2）堤防の漏水、決壊等のおそれがあるとき。

第3節 監視及び警戒とその措置

1 常時監視

- （1）市は、河川、海岸堤防等については、巡視員にそれぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、県知多建設事務所へ連絡する。
- （2）市は、ため池について、前号に準じて巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び県知多農林水産事務所に連絡する。

2 非常警戒

市は、非常体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の堤防等の監視及び警戒を厳にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、堤防の表のり、天端及び裏のりの3班に分かれて次のことに注意して巡視する。

- （1）堤防の亀裂、欠け崩れ又は沈下
- （2）漏水
- （3）越水
- （4）洗屈
- （5）橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- （6）樋門の扉の締り具合
- （7）取入口の閉塞状況（ため池に限る。）
- （8）流域の山崩れの状況（ため池に限る。）
- （9）流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る。）
- （10）余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る。）
- （11）重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る。）
- （12）樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ（ため池に限る。）

異常を発見した場合はただちに県知多建設事務所、県知多農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

3 水防時における河川及び海岸の巡視担当者及び担当区域連絡方法

河川及び海岸 巡視区域	巡視担当者		異常発見時の 連絡先	連絡方法
	区長	消防団		
矢田川	矢田、久米、小倉	青海分団副分団長	市水防本部 (35-5111)	電話連絡又は口頭
久米川、後川	久米、小倉	〃	〃	〃
前山川	前山、宮山 石瀬、小倉	〃	〃	〃
大野	大野北、大野南	〃	〃	〃
西之口	西之口	鬼崎分団副分団長	〃	〃
蒲池	蒲池	〃	〃	〃
榎戸	榎戸	〃	〃	〃
多屋	多屋	〃	〃	〃
瀬木、北条	瀬木、北条	常滑分団副分団長	〃	〃
保示、市場 山方、奥条	保示、市場 山方、奥条	〃	〃	〃
樽水	樽水	南陵分団副分団長	〃	〃
西阿野	西阿野	〃	〃	〃
熊野	熊野	〃	〃	〃
古場	古場	〃	〃	〃
檜原	檜原	〃	〃	〃
苅屋	苅屋	〃	〃	〃
大谷	大谷	〃	〃	〃
小鈴谷	小鈴谷	〃	〃	〃
広目	広目	〃	〃	〃
坂井	坂井	〃	〃	〃

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

本市における河川、海岸、重要水門、ため池、貯水池及びポンプ場のうち、背後地の状況から水防上注意を要する箇所を重要水防箇所とする。

- 1 河川及び海岸水防区域（別表1）
- 2 樋門、水門及び門扉一覧表（別表2）
- 3 ため池及び貯水池一覧表（別表3）
- 4 雨水ポンプ場（別表4）

第6章 水防警報

第1節 水防警報

国土交通大臣又は知事が、指定河川、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

警報発令の対象河川及び海岸並びに対象水位観測所、氾濫注意水位（警戒水位）等は、次のとおりである。

（1）知事の指定した河川及び海岸（関係分抜粋）

河 川 海 岸 名	伊勢湾沿岸	観測所名	鬼 崎	所 在 地 （ 位 置 ）	常 滑 市 港 町 （鬼崎漁港内）
通 報 水 位	潮位観測員は異常高潮のおそれがあると予知されるとき。				
準 備 氾 濫 注 意 水 位 （ 警 戒 水 位 ）	気象予報により、高潮の危険が予想されるとき。				
出 動	潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想されるとき、又は台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。				

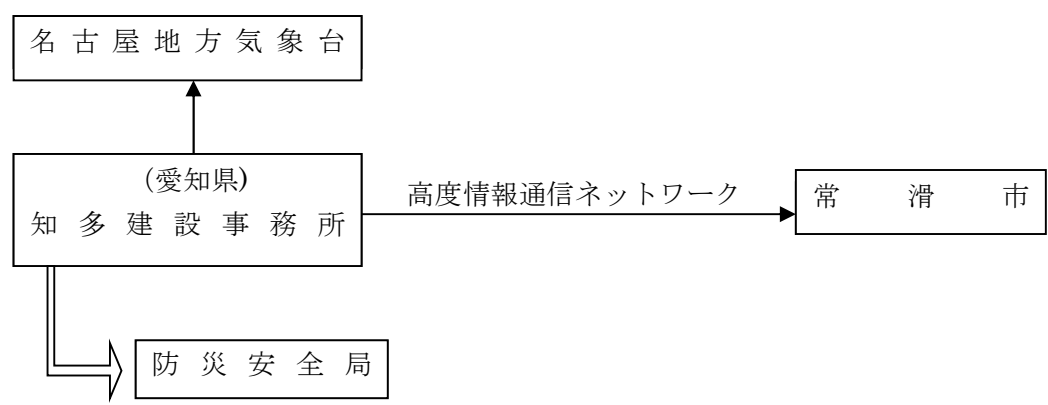
（注）解除＝準備（警戒）水位が下がって水防活動の必要がなくなったとき。

（2）水防警報の段階と内容

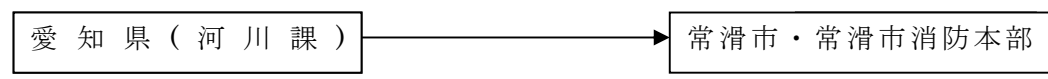
段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備及び幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

第2節 水防警報の伝達ルート

伊勢湾



第3節 津波水防警報の伝達ルート



第7章 水防活動

第1節 予報及び警報

水防活動に必要な予報、警報等の種類と発表基準は、常滑市地域防災計画の定めるところによる。
(風水害等災害対策計画 常滑市地域防災計画 第3編 災害応急対策 第2章 避難行動)

第2節 気象

1 雨量観測

(1) 水防時における本市の雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名	所在地	観測員	通報先
常滑市消防本部	消防本部	消防署員	水防本部

(2) 雨量観測員の通報業務

- ア 雨が降り始めてから 50 mmに達したときは、その時刻と降り始めの時刻
- イ その後は毎時の観測値
- ウ 雨がやんだときは、その時刻と総雨量

2 潮位観測

(1) 水防時において本市の潮位観測所は、次のとおりである。

海 岸 名	鬼 崎 漁 港 内
観 測 所 名	鬼 崎 験 潮 場
所 在 地	港 町 2 丁 目
通 報 水 位	異常高潮のおそれがあると予知されるとき。
氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水 位)	気象警報・注意報により、高潮の危険が予想されるとき。 ただし、津波の場合は津波注意報が発表されたとき。
連 絡 員	土 木 課
観 測 通 報 先	水 防 本 部
備 考	(所管・国土地理院)

(2) 潮位観測連絡員

- ア 台風が接近して名古屋地方気象台から高潮予報が発せられた場合の満潮時の潮位と時刻を県知多建設事務所建設第1課観測員と連絡を取る。
- イ 高潮による水防警報が発せられたときは、毎時ごとの潮位
- ウ その他水防本部から指示のあったとき。

第3節 水防団（消防団）の出動

水防団（消防団）の出動準備又は出動については、次に示す基準によって水防管理者が指令を出し、水防団（消防団）の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

1 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

2 水防管理者の指定する海岸及び河川における出動準備及び出動の基準

第1段階準備 水防資材の整備、樋門、門扉等の準備、幹部の出動通知

第2段階準備 水防団（消防団）の出動準備

第3段階準備 水防活動の終了通知

3 居住者の出動

水防管理者は、水防活動上必要を認めたときは、関係区長に連絡し居住者に出動を要請する。

4 主要道路交通の確保

水防時本市における主要道路交通の確保は、資材輸送、避難立退き等において重要なものであり、非常配備体制の出動と同時に主要道路における倒壊家屋、風倒木等の除去作業を行い、道路交通上支障なきよう確保する。

5 被害地区の防犯警備

水防解除後における被災地区住民の人心安定と財産保護等のため、担当地区の水防団（消防団）においては防犯及び警備に協力する。

第4節 水門、ため池、ポンプ場等の操作

1 水門、ため池等の作業及び担当者

（1）水防警報発令とともに水門、ため池、ポンプ場等の開閉作業の操作担当者において、水位及び潮位の状況判断により操作する。

（2）水門、ため池、ポンプ場等の状況及び操作担当者は別表のとおりとする。

（別表2 樋門、水門及び門扉一覧表）

（別表3 ため池及び貯水池一覧表）

（別表4 雨水ポンプ場）

第5節 避難

1 避難の指示

水防管理者は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退きを指示するとともに常滑警察署長、中部空港警察署長へその旨通知する。

2 指示の周知徹底

指示の実施責任者は、周知徹底の方法として、おおむね次の措置をとる。

（1）できる限り立退き指示の理由、避難先、避難路及び避難上の留意事項を明示する。

（2）同報無線、サイレン、ケーブルテレビ、広報車等により行う。

3 避難

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとする。

4 避難所

常滑市地域防災計画の定めるところによる。

（常滑市地域防災計画〔資料編〕付属資料 避難所／福祉避難所）

第6節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

1 水防信号

（1）出動信号

水防団（消防団）に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

（2）避難信号

避難を必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種別	余 い ん 防 止 サ イ レ ン 信 号
出 勤	約5秒 —— ———— 約6秒
避 難	約3秒 —— ———— 約2秒

備考：信号継続時間は適宜とする。

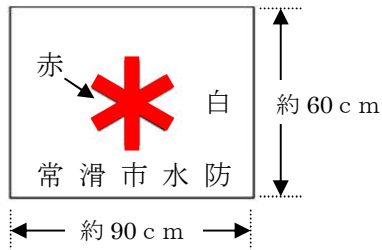
2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

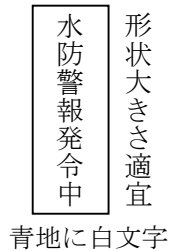
水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図及び第3図の標識を用いるものとする。



第 1 図



第 2 図



第 3 図

イ この標識は、火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。

第7節 決壊の通報及び決壊後の処置

1 決壊の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、当該地域の担当責任者は、その状況を水防本部へ報告する。
- (2) 水防本部長は、常滑警察署長に通報するとともに、愛知県防災情報システムに入力することにより県へ通報する。
- (3) 堤防その他の施設が決壊したときは、氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡する。

2 決壊箇所の処置

決壊後は速やかに応急水防工法を実施し、堤防増破を最小限度とする。

第8節 水防解除

水防管理者は、水防団等により水防の解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、県知事建設事務所に通知するものとする。

第9節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書 常滑市〇〇消防分団長 〇 〇 〇 〇 上記の者に〇〇〇〇の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。 年 月 日 常滑市長 〇 〇 〇 〇 印	
---	--

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

(第 号) 公 用 負 担 証	
目 的 別 種類 負担内容 使用 収用 処分等	年 月 日 常滑市長 〇 〇 〇 〇 印 事務取扱者 〇 〇 〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 殿	

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第 28 条第 2 項)

第 10 節 水防報告及び水防記録

1 水防管理者は、水防が終結したときは 7 日以内に次の事項を取りまとめて、第 1 号様式により管轄の県知多建設事務所長に報告するとともに、水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果

- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法第 28 条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

第 8 章 協力応援

1 関係機関との相互協力

水防管理者は、県知多建設事務所、常滑警察署その他関係各機関と常に密接な連絡を取り、水防上の水位、雨量及び警報につき連絡協調し、越水、堤防の決壊等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求める。

2 隣接水防団体との協力

隣接水防団体との相互応援については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(常滑市地域防災計画〔資料編〕関係条例、協定書等 知多地域消防相互応援協定書)

(常滑市地域防災計画〔資料編〕関係条例、協定書等 愛知県内広域消防相互応援協定)

3 自衛隊の派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請は常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(風水害等災害対策計画 常滑市地域防災計画 第 3 編 災害応急対策 第 4 章 応援協力・派遣要請 第 3 節 自衛隊の災害派遣)

第 9 章 水防訓練

第 1 節 水防訓練

1 常滑市水防管理団体は、6 月から 9 月の間において特定の期日を定め、次の事項を内容とする水防訓練を行うとともに、特に一般住民をもって参加させ水防思想の高揚、避難、立退き等の訓練を併せて実施する。

- (1) 観測（水位・潮位・雨量・風速）
- (2) 通報（電話・無線・Web サイト・電子メール・携帯電話・口頭伝達）
- (3) 動員（水防団（消防団）・居住者・ボランティア）
- (4) 輸送（資器材・人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門等の操作
- (7) 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

第1号様式

水防報告書（水防管理団体）

報告者 _____ 番号 _____ 内線 _____

水防管理団体名		令和 年 月 日 報告					
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め 河川			
		最高時間雨量 mm		月 日 時		地内	
		総雨量 mm		月 日 時		月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名 消防団 名（ ） 名 計 名						
	水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材		種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項							

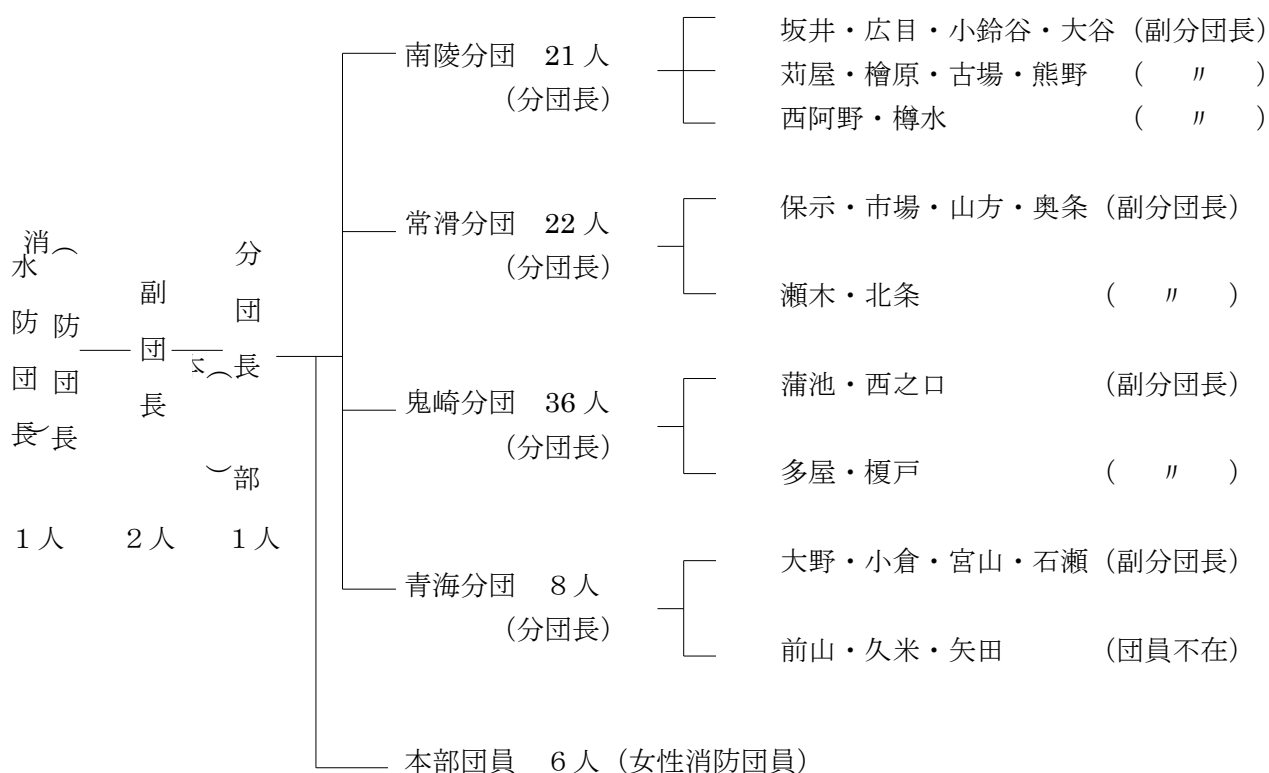
備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

◎ 水防団（消防団）の組織

(令和6年4月1日現在)



別表

1 河川及び海岸水防区域

図面対象 番号	河川・ 海岸名	延長 (m)	危険箇所	岸延長	担当水防団名
1	矢田川	6,200	青木橋上流	左 90m 右 60m	青海分団
2	樽水川	2,900	樋門から上流	左右 30m	南陵分団
3	大谷川	1,200	樋門から県道武豊小鈴谷線東橋 まで	左右 800m	南陵分団
—	伊勢湾沿岸	20,950			全分団

2 樋門、水門及び門扉一覧表 (別添資料 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水 防 団 名	構造	摘要 (河川・海岸名)
1	小倉町 1号樋門	樋門	小倉町1丁目地内 上皇橋南西	小倉区	土木課	小倉区長	鉄扉巻上式 2連	矢田川
2	小倉町 2号樋門	〃	小倉町6丁目地内 農業用排水路	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式 2連	〃
3	小倉町 4号樋門	〃	小倉町7丁目地内 勅使橋南	〃	下水道課	〃	鉄扉巻上式 2連	前山川
4	宮山樋門	〃	金山字堀田地内 前橋東	宮山区	土木課	宮山区長	鉄扉巻上式 1連	〃
5	大野海岸 門扉	門扉	大野町1丁目地内 大野海水浴場北	大野 北区	〃	消防 青海分団	アルミ引戸	大野漁港海岸
6	矢田川 水門	水門	大野町4丁目地内 矢田川河口	大野 南北区	知多建設 事務所	〃	鉄扉電動巻上式 3連	矢田川
7	大野漁港 門扉	門扉	大野町8丁目 大野漁港入口	大野 南区	土木課	〃	アルミ引戸	大野漁港海岸
8	西之口 雨水幹線樋門	樋門	西之口8丁目地内 西之口児童館前西	西之口区	下水道課	西之口 区長	ステンレス扉 電動巻上式2連	常滑海岸 (西之口蒲池地区)
9	押切雨水 幹線樋門	〃	住吉町2丁目地内 鬼崎北小学校南西	蒲池区	〃	蒲池区長	ステンレス扉 巻上式 1連	〃
10	蒲池海岸 門扉	門扉	小林町1丁目地内 蒲池消防車庫西	〃	知多建設 事務所	消防 鬼崎分団	アルミ引戸	〃
11	鬼崎雨水幹線 1号樋門	樋門	小林町3丁目地内 蒲池消防車庫西	〃	下水道課	蒲池区長	ステンレス扉 巻上式 1連	鬼崎漁港海岸
12	蒲池 1号門扉	門扉	蒲池町3丁目地内 鬼崎漁港(蒲池地区)内	〃	土木課	消防 鬼崎分団	アルミ引戸	〃

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水 防 団 名	構造	摘要 (河川・海岸名)
13	鬼崎雨水幹線 2号樋門	樋門	蒲池町3丁目地内 鬼崎漁港(蒲池地区)内	蒲池区	下水道課	蒲池区長	鉄扉巻上式 1連	鬼崎漁港海岸
14	玉越下水 路樋門	〃	新田町2丁目地内 鬼崎西保育園北西	榎戸区	〃	榎戸区長	ステンレス扉 巻上式1連	〃
15	鬼崎 防潮門扉	門扉	港町1丁目地内 鬼崎漁港(利用調整)入口	〃	土木課	消防 鬼崎分団	アルミ引戸	〃
16	榎戸 2号門扉	〃	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	〃	〃	〃	鉄扉引戸	〃
17	榎戸 2号樋門	樋門	港町3丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	〃	下水道課	榎戸区長	ステンレス扉 巻上式1連	〃
18	榎戸 3号門扉	門扉	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	〃	土木課	消防 鬼崎分団	鉄扉引戸	〃
19	榎戸 4号門扉	〃	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	〃	〃	〃	〃	〃
20	井口川 樋門	樋門	新浜町1丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)南	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式3連	〃
21	多屋 1号樋門	〃	末広町2丁目地内 旧八波寮北	多屋区	下水道課	多屋区長	ステンレス扉 巻上式1連	常滑海岸 (多屋地区)
22	多屋 2号樋門	〃	多屋町2丁目地内 旧井口川河口	〃	土木課 下水道課	〃	木扉巻上式3連 (土木1、下水2)	〃
23	大和川 樋門	〃	多屋町2丁目地内右岸(1号) 多屋北部雨水幹線(大和川)	〃	知多建設 事務所	〃	鉄扉巻上式 1連	〃
24	多屋北部 雨水幹線樋門	〃	多屋町2丁目地内左岸(2号) 多屋北部雨水幹線(大和川)	〃	下水道課	〃	鉄扉巻上式 1連	〃
25	浜田川 樋門	〃	りんくう町1丁目地内 浜田雨水幹線(浜田川)	北条区	知多建設 事務所	消防 常滑分団	ステンレス扉 電動巻上式2連	常滑海岸 (りんくう町地区)
26	浜田川 西陸閘	門扉	りんくう町1丁目地内 りんくう北緑地内	〃	〃	〃	アルミ引戸	〃
27	りんくう 1号門扉	〃	りんくう町3丁目地内 NTPマリーナ西	〃	衣浦 港務所	〃	〃	常滑港
28	りんくう 2号門扉	〃	りんくう町3丁目地内 NTPマリーナ東	〃	〃	〃	〃	〃
29	りんくう 3号門扉	〃	りんくう町3丁目地内 りんくう2号門扉東	〃	〃	〃	〃	〃
30	りんくう 4号門扉	〃	りんくう町3丁目地内 りんくう3号門扉北	〃	〃	〃	〃	〃
31	りんくう 5号門扉	〃	新開町6丁目地内 競艇場南駐車場西	〃	〃	〃	〃	〃

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水 防 団 名	構造	摘要 (河川・海岸名)
32	ボートレースとこなめ 防潮門扉	門扉	新開町6丁目地内 ボートレースとこなめ南	北条区	衣浦 港務所	ボートレース とこなめ	アルミ 横引ゲート	常滑港
33	常滑港 6号門扉	〃	新開町5丁目地内 市民文化会館北西	〃	〃	土木課	アルミ 電動式引戸	〃
34	北条橋 2号樋門	樋門	新開町5丁目地内 市民文化会館北東	〃	〃	消防 常滑分団	ステンレス扉 巻上式1連	〃
35	常滑港 9号門扉	門扉	新開町5丁目地内 市民文化会館東	〃	〃	〃	アルミ引戸	〃
36	常滑港 10号門扉	〃	新開町5丁目地内 市民文化会館南東	瀬木区	〃	土木課	アルミ 電動式引戸	〃
37	口田川 樋門	樋門	本町1丁目地内 口田川河口	〃	〃	消防 常滑分団	ステンレス扉 巻上式3連	〃
38	常滑港 11号門扉	門扉	本町1丁目地内 大落川河口北	〃	〃	〃	アルミ 電動式引戸	〃
39	大落川 樋門	樋門	本町1丁目地内 大落川河口	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式4連	〃
40	常滑港 12号門扉	門扉	市場町1丁目地内 市場信号交差点西	市場区	〃	〃	アルミ 電動式引戸	〃
41	常滑港 13号門扉	〃	市場町1丁目地内 湊川樋門北	〃	〃	〃	〃	〃
42	湊川樋門	樋門	市場町1丁目地内 市場雨水幹線(下水路)吐口	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式1連	〃
43	常滑港 14号門扉	門扉	保示町1丁目地内 保示埠頭北入口	保示区	〃	〃	アルミ電動式 引戸	〃
44	常滑港 15号門扉	〃	保示町1丁目地内 保示埠頭南入口	〃	〃	〃	〃	〃
45	常滑港 角落し	〃	保示町1丁目地内 保示会館北西	〃	〃	〃	アルミ合金製	〃
46	常滑港 16号門扉	〃	保示町1丁目地内 保示会館南西	〃	〃	〃	アルミ 電動式引戸	〃
47	常滑港 17号門扉	〃	保示町3丁目地内 常滑漁業協同組合北	〃	〃	〃	〃	〃
48	新居川 樋門	樋門	樽水町1丁目地内 市営樽水住宅西	樽水区	〃	消防 南陵分団	ステンレス扉 巻上式1連	〃
49	樽水川 樋門	〃	樽水町2丁目地内 常滑港(樽水地区)内	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式4連	〃
50	塩田水路 樋門	〃	塩田町1丁目地内 常滑港(樽水地区)南	〃	下水道課	〃	鉄扉 巻上式1連	〃

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水 防 団 名	構造	摘要 (河川・海岸名)
51	忠田雨水 幹線樋門	樋門	塩田町5丁目地内 忠田下水路吐口	樽水区	下水道課	下水道課	鉄扉 巻上式1連	常滑港
52	常滑港 19号門扉	門扉	阿野町2丁目地内 唐崎川右岸	西阿野区	知多建設 事務所	消防 南陵分団	アルミ引戸	常滑海岸 (西阿野地区)
53	唐崎川 樋門	樋門	阿野町2丁目地内 唐崎橋西	〃	〃	〃	鉄扉発動 巻上式3連	常滑海岸 (西阿野熊野地区)
54	馬場川 樋門	〃	熊野町1丁目地内 馬場川河口	熊野区	土木課	〃	ステンレス扉 発動巻上式3連	〃
55	古場 1号門扉	門扉	古場町1丁目地内 北前川樋門北	古場区	〃	〃	鉄扉引戸	苅屋漁港海岸
56	北前川 樋門	樋門	古場町4丁目地内 北前川河口	〃	〃	〃	木扉 巻上式2連	〃
57	境川樋門	〃	古場町5丁目地内 苅屋漁港北	〃	〃	〃	ステンレス扉 発動巻上式5連	〃
58	苅屋 4号門扉	門扉	苅屋町1丁目地内 苅屋漁港入口	苅屋区	〃	〃	アルミ引戸	〃
59	苅屋 1号門扉	〃	苅屋町3丁目地内 苅屋漁港内	〃	〃	〃	鉄扉引戸	〃
60	城下川 樋門	樋門	苅屋町4丁目地内 苅屋漁港南	〃	下水道課	〃	ステンレス扉 巻上式1連	〃
61	輪ノ内 下水路樋門	〃	大谷字輪ノ内地内 輪ノ内下水路吐口	大谷区	〃	大谷区長	〃	小鈴谷漁港海岸 (大谷地区)
62	大谷川 樋門	〃	大谷字奥條地内 大谷川河口	〃	土木課	消防 南陵分団	鉄扉発動 巻上式2連	〃
63	大谷門扉	門扉	大谷字奥條地内 小鈴谷漁港(大谷地区)入口	〃	〃	〃	アルミ引戸	〃
64	大谷川 2号樋門	樋門	大谷字奥條地内 小鈴谷漁港(大谷地区)南	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式1連	〃
65	小鈴谷川 樋門	〃	小鈴谷字赤松地内 白山神社南西	小鈴谷区	〃	〃	〃	小鈴谷漁港海岸 (小鈴谷地区)
66	小鈴谷 2号門扉	門扉	小鈴谷字へり地地内 小鈴谷漁業協同組合入口	〃	〃	〃	アルミ引戸	〃
67	坂井海岸 樋門	樋門	坂井字西側地内 坂井海岸1号門扉北	坂井区	知多建設 事務所	〃	ステンレス扉 巻上式1連	常滑海岸 (小鈴谷坂井地区)
68	坂井海岸 1号門扉	門扉	坂井字落田地内 坂井ビーチハウス北	〃	〃	〃	アルミ引戸	〃
69	坂井川 樋門	樋門	坂井字落田地内 坂井ビーチハウス南	〃	〃	〃	ステンレス扉 巻上式2連	常滑海岸 (坂井地区)

3 ため池及び貯水池一覧表

(別添資料 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面 対象 番号	ため池等名称	種別	位置	管理者担当	担当水防団名	摘要
ア	北池	ため池	矢田字池南 238	矢田区長	消防青海分団	
イ	天神池	〃	矢田字前天神 77	〃	〃	
ウ	申田池	〃	久米字申田 155	久米区長	〃	
エ	南沢池	〃	久米字南沢 10	〃	〃	
オ	三ツ池下	〃	金山字西下手 52	宮山区長	〃	
カ	石瀬池	〃	金山字会下前 26	経済振興課	〃	
キ	深間下池	〃	北汐見坂 3・4	蒲池区長	消防鬼崎分団	区画整理区域内
ク	玉越池	〃	本郷町 1・334	榎戸区長	〃	
ケ	四ツ池上	〃	榎戸字池下 9	〃	〃	
コ	四ツ池中	〃	榎戸字池下 10	〃	〃	
サ	四ツ池下	〃	榎戸字池下 12	〃	〃	
シ	陣土池	〃	多屋字陣土池 1・1	多屋区長	〃	
ス	二ノ田池	〃	字二ノ田 2	経済振興課	消防常滑分団	
セ	椎池	〃	字椎池 1	〃	〃	
ソ	花狭間池	〃	字花狭間 4	奥条/保示/市場/山方区長	〃	
タ	大窯池	〃	字大窯 27	自然人	〃	
チ	青池	〃	字高坂 1・1	奥条/保示/市場/山方区長	〃	
ツ	池田口池	〃	大曾町 5・10	〃	〃	
テ	三ツ池	〃	大曾町 3・61	〃	〃	
ト	新池	〃	字新池 40	〃	〃	
ナ	島池	〃	樽水字長曾 178	樽水区長	消防南陵分団	
ニ	徳池	〃	西阿野字鳶ヶ巣 267	西阿野区長	〃	
ヌ	二ツ池	〃	西阿野字鳶ヶ巣 296	〃	〃	
ネ	三ツ池	〃	西阿野字鳶ヶ巣 297	〃	〃	
ノ	半月池	〃	西阿野字半月 361	〃	〃	
ハ	十文字池	〃	西阿野字桐畑 289	〃	〃	
ヒ	檜原大池	〃	檜原字平井前 1・1	檜原区長	〃	
フ	小長曾 1 号池	〃	檜原字小長曾 4	自然人	〃	
ヘ	菖蒲池	〃	大谷字菖蒲池 53	大谷区長	〃	
ホ	下細谷池	〃	小鈴谷字細谷 69	小鈴谷区長	〃	
マ	葭池	〃	小鈴谷字葭池 152	広目区長	〃	
ミ	隠廻間池	〃	小鈴谷字隠廻間 153	小鈴谷区長	〃	
ム	白萱池	〃	坂井字奥白萱 42	坂井区長	〃	
メ	若松谷池	〃	坂井字奥若松谷 111	〃	〃	

4 雨水ポンプ場

(別添資料 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面 対象 番号	ポンプ場名	位置	流域	排水機				操作 担当者	管理 担当者
				馬力	口径	種類	排水量		
a	小倉 (湛水防除)	小倉町6丁目 31番地	ha 402	60kw 60kw	m/m 1,000 1,000	モーター ディーゼル	m ³ /h 7,020 7,020	下水道課	下水道課
b	西之口	大野町10丁目 149番地	16	2kw 22kw 45kw	400 400 600	モーター モーター モーター	1,200 1,200 2,400	〃	〃
c	榎戸	港町1丁目 35番地	73	129kw 129kw 120kw	1,000 1,000 1,000	ディーゼル ディーゼル モーター	8,550 8,550 8,550	〃	〃
d	多屋南部	末広町3丁目 20番地	38	169kw 150kw	1,000 1,000	ディーゼル モーター	8,640 8,640	〃	〃
e	常滑北部	鯉江本町3丁目 3番地	31	130kw 130kw 40kw	900 900 500	ディーゼル ディーゼル モーター	6,762 6,762 2,160	〃	〃

常 滑 市 水 防 計 画

(令和 7 年 2 月修正)

編集発行 常滑市防災会議

(常滑市土木課)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

電話 (0569) 47-6120
